

2024 年 8 月 21 日

岐阜労働局長 千葉 登志雄 殿

岐阜県労働組合連合会
議長 廣田 隆雄**岐阜県最低賃金の改定に係る岐阜地方審議会の意見に対する異議申出書**

日頃、労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。岐阜地方最低賃金の改定決定について、下記理由により異議を申し出ます。

申出の趣旨

岐阜地方最低賃金額を 1001 円とした答申について、労働者が安心して生活ができる額、時間額 1500 円にしてください。

理由

本年の答申では、審議会の皆様が真摯に検討を重ねられた結果であると考え、改めて委員の皆様に敬意を表します。その上で、私たちは時間額 1500 円以上の最低賃金額を求めます。まず、物価上昇は、今後も続くことが考えられます。先進国と日本ではもはや賃金格差は大きく開いており、日本人が海外旅行に行くことも厳しいと感じるような円安が進んでいます。

輸入に頼る日本ですから、円安は、物価高となり、国民の生活を圧迫し続けています。この状況を打開するためには、賃金引上げが必要であることは誰の目にも明らかです。国民の購買力が上がらなければ、日本経済はますます、衰退の一途をたどることでしょう。意見陳述でも述べたように、現在の最低賃金は、都市と地方との賃金格差をより広げています。岐阜県でいえば、愛知県との最低賃金の差額は 77 円でしたが、今回の答申によれば 76 円と 1 円溝が埋まった形となりました。しかし、依然として、岐阜県と愛知県との格差は大きく、この程度では、岐阜県の若者が、愛知県へ就業などを理由として移動する例は今後も維持されることになると思われます。持続可能な社会を創るためには、若者の流出を食い止めることが喫緊の課題です。岐阜県に住む男性では約 4 割の方が経済的な余裕がないことを理由に結婚ができないと回答しています。

人口流出と少子高齢化は、地域にも深刻な影を落とします。公共サービスの低下、中小企業の相次ぐ廃業、担い手不足、働き手不足。今から手を打たなければ、取り返しのつかないことになるでしょう。

最低賃金の引き上げは、使用者側にとっては大きな痛手になるかもしれませんが、それ自体も、巡り巡って、働き手を維持し、地域経済を発展させていくことにつながります。中小企業の課題の中には、働き手の定着があります。しかし、中小企業に働く若者と話すと、将来性の問題や現状の賃金に対する不満が見えてきます。国から中小企業へ

の支援はもちろん必要ですし、拡充も重要だと考えますが、合わせて、最低賃金の引き上げによって、社会的に賃上げの機運をつくりだすことが重要だと考えます。現在の賃上げは大企業が中心ですが、価格転嫁が難しいといわれている中小企業にも賃金引き上げを実現できるように国・厚生労働省に支援をお願いするよう求めます。このような観点から最低賃金引き上げは物価高騰に対応し、円安に歯止めをかけ、持続可能な地域社会をつくるためにも重要です。

以上の点から、今回の答申について異議を申し立てます。

2024年8月19日

岐阜県労働局長 千葉 登志雄 殿

生協労連コープぎふ労働
中央執行委員長 森

岐阜地方最低賃金審議会の改定決定に対する異議申出書

日頃、労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。岐阜地方最低賃金の改定案の答申について、下記理由により異議を申し出ます。

申出の趣旨



岐阜地方最低賃金額を昨年比 51 円の 1,001 円とした答申について

1. 地域間格差の是正に取り組む再審議を求めます。
2. 生計維持にふさわしい額 1,700 円にするため今すぐ 1,500 円に引き上げてください。
3. 最低賃金の引き上げと同時に、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をより強化・充実させることが必要です。岐阜地方最低賃金審議会としてまとめ、提出してください。

理由

本年の中央審議会の目安を超える答申は、真摯に検討を重ねられた結果であると拝察いたします。

今年に入ってから相次ぐ商品の値上げが続いています。円安の影響を受けて、輸入に頼る原材料が値上がりをして、今の私達の生活は非常に苦しいものになっています。我慢を強いられる中、酷暑の中でも電気代を心配して、クーラーを使えない家庭がニュースで報道されています。今年の中央目安は、全ランク 50 円の答申が出され、労働者が本当に必要としている時給 1,500 円への第一歩となる審議が期待されたなか行われました。

1) 今年は全ランク 50 円の中央目安が示されました。しかし、目安通りでは地域間格差は縮まりません。時給が低いランクこそ上げ幅を多くするべきです。実際に、今年は中央の目安を超える答申金額を出した地方審議会が岐阜も含めて 18 にものぼります。それだけ地方にとって、最低賃金を上げて、人口流出を抑えることは喫緊の課題となっている証拠です。今年の答申を踏まえると東京都は 1,163 円円（現 1,113 円）岐阜県と

の差は162円。隣県愛知県でも1,077円(現行1,027円)その差は76円になりました。同じ一日8時間月20日働いたとして、10月からの最低賃金では、東京で186,080円、愛知県で172,320円、岐阜県では160,160円です。この金額では、最低賃金の低い県から高い県への労働人口の流出に歯止めはかからず地方の経済の活性化も見通せません。労働力流出を止めるには地域間の格差をなくすしかありません。隣県との差を1円でも埋めるべく縮める再審議をお願いします。

2) 憲法25条で保障されている「健康で文化的な暮らし」が実現できる水準には届いていません。私たちの岐阜県労連が昨年行った最低生計費調査では岐阜県内で20代の単身者が暮らしていくためには時給換算で1,659円となりました。調査内容は、食費や住居費、水光熱費、家具家電用品費、被服・履物費、保健医療費、交通・通信費、教養娯楽費等、生活に必要なと考えられる費用を試算しています。この数字は改定後の岐阜県の最低賃金1,001円を600円以上上回っています。現在の最低賃金では生活はしていけないとはっきりと数字に出ています。実際に暮らしていくために必要な時給より600円以上も少ない時給では、食費を削る、医療費を削る等の我慢を強いられます。健康で文化的な最低限度の生活は、生存できるギリギリの生活という意味ではないと考えます。また、世界各国では、物価高への対応として、最低賃金の引き上げの重要性を認識しており、最低賃金の引き上げを一年間に複数回実施して、今まで以上に労働者を支える、生活を守るための最低賃金の水準を維持しています。

3) 最低賃金の引き上げは、労働者の生活を守るものであり、中小企業経営者も同じように守られるべきものです。今年の50円の引き上げは、円安の影響で原材料費が高くなり、価格転嫁が容易にできない中で、中小企業への負担はより苦しくなるものと推察されます。実際に今年の最低賃金に関わる報道では、『こんなに最低賃金が上がって、人件費が上がると原材料費高と合わせて、中小企業は潰れてしまう』『人件費上昇分を商品価格に転嫁できない』という声があります。政府主導で最低賃金の引き上げが行われているなか、労働者の社会保険料の緩和や消費税緩和など雇用コストの軽減支援策を国に要請すべきです。他の多くの都道府県では労使でその意見を答申に盛り込む決定がされています。岐阜県でも同様の論議が活発に進むことをのぞみます。

以上の点から、今回の答申について異議を申し立てます。

(案)

資料№3

岐 賃 審 発 第 11 号
令和 6 年 8 月 21 日

岐 阜 労 働 局 長
千葉 登志雄 殿

岐阜地方最低賃金審議会
会長 高橋 勉

岐阜県最低賃金改正決定に伴う中小企業・小規模事業者の賃上げ
実現に向けた支援施策等に関する政府への要望について（建議）

当審議会は、標記に関し最低賃金法第 21 条の規定に基づき建議する。

記

岐阜県最低賃金の改正決定にあたって、当審議会の総意として、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けた支援施策等に関する下記事項について政府に対し要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し要望する。
- 2 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと

活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。

- 3 中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、D X・G Xの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。
- 4 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、B to C事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくことを要望する。
- 5 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会
会長 藤村 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について、下記のとおり答申する。

記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。
- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や、価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の促進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、

創業・事業承継やM&Aの環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GXの取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。

- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請Gメン等を活用しつつ事業所管省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言の更なる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を促進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

令和6年8月8日

岐阜地方最低賃金審議会 御中



団体の名称 マクセル 労働組
 代表者職氏名 執 員 敬
 所在地 美濃加 木野4
 会員事業所数 1カ所、労働者数 約115名

岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正に関する意見は下記のとおりです。

記

1. 本年の春季賃金引上状況について

電機産業においては、デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進やカーボンニュートラル（CN）の達成をめざす国家レベルの政策推進や半導体ならびに蓄電池などへの支援を追い風に、世界情勢の不透明さからくる下振れリスクを回避し、経済の好循環に向けた流れを事業成長につなげるための経営施策が求められます。

今次春闘も昨年に引き続き、急激な物価上昇による生活への影響が顕著となる中、組合員の賃金水準引き上げに対する大きな期待と経済の好循環に向けた労使の社会的役割と責任がこれまで以上に求められる状況下での交渉となりました。

電機連合では、経済を好循環へと転換させていく社会的責任や実質賃金の改善、組合員の大きな期待を踏まえ、要求の趣旨に沿った賃金水準改善で応える必要があることを経営側に粘り強く訴え、各組合の精力的かつ最後まで粘り強い交渉と緊密な相互連携により、回答引き出し基準である10,000円以上、さらに多くの組合で13,000円の回答を引き出すことができました。各組合企業の事業環境や業績が異なる中、丁寧かつ真摯な労使交渉を積み重ねた結果であると考えます。

その結果、弊労組では、今年11,000円の水準改善を図ることができました。これについては、組合員の期待に応え、電機産業労使の社会的役割を果たし得る回答と考えます。

2. 「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無に対する意見について

岐阜県の電機産業が今後も成長し続けるためには、働くすべての労働者が「安心」して「やりがい」「働きがい」を持って仕事に従事でき、また優秀な人材を継続的に確保していくことが大切です。

電機連合では昨年7000円の賃金水準改善がなされましたが、アンケート調査では「収入は増えたが生活は苦しくなった」という回答が多く、まだまだ賃金水準改善が必要と考えます。また、産業別最賃は未組織労働者を含む電機産業に働く労働者の賃金を底支えする役割を果たすだけでなく、事業の公正競争を確保し雇用の安定と産業の発展に大きく寄与するものであると考えます。

岐阜県における電機産業の法定特定（産業別）最低賃金については、同じ県内の自動車や航空機との比較、また近隣県の電機産業との比較でも低く、さらに最近では地域別最低賃金との比較でも近接している状況であり、労働者の不安払拭や電機産業の魅力を高め人材を確保する観点からも改善が必要と考えます。

これらを踏まえ、計画的かつ継続的に、他産業、近隣県や地域別最低賃金とのバランスも見据えた賃金の引き上げが不可欠であると考えます。

以上のことから改めて電機産業の現状と今後について労使で論議・共有する場を設け、更なる電機産業発展につなげるためにも、賢明な判断をいただくことを要望いたします。

以上

令和6年8月9日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称	株式会社ソーワテクニカ
代表職氏名	代表取締役 馬井 祥幸
所在地	岐阜県中津川市茄子川中垣外 1646-45
会員事業所数	1 所
労働者数	約 200 名

「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定に関する意見について

記

1. 現在の電機産業の概況等について

国内需要が、人出不足、人件費の高騰、資材価格の高止まりなどの影響から伸長が期待できない中、弊社製品群も素材価格の高止まり、購入品の値上がりに加えて、2024年問題といわれる輸送費の増加や光熱費の値上がり等もあり、自社製品群の値上げや各種改善活動に取り組むも、依然として厳しい経営環境が続いている。

2. 「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無に関する意見について

上記のとおり現状の経営環境や先行きの不透明性、今年度の岐阜地方最低賃金審議会の答申状況を考慮すると、今回の改正決定については、「必要性なし」と考える。

以上



令和6年8月1日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称 カヤバ労働組合

代表者職氏名 執行委員長 齋田 周作

所在地 岐阜県可児市土田505

会員事業所数 2 所、労働者数 2,187 名

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正に関する意見は下記のとおりです。

記

1 本年の春季賃金引上状況について

- ・定期昇給の完全実施 (5,880 円程度)
- ・賃金引き上げ 10,000 円 (組合員 全員一律)



2 「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の金額改正に関する意見について

日本の自動車産業においてはモビリティ産業への変革やカーボンニュートラルへの対応、海外からのEVメーカーの国内進出、政府が掲げるSDVの拡大など、より競争力が求められる時代に突入している。そのような中、魅力ある製品を適正価格で市場に送り出すためには質の高い労働力の確保が必要であり、労働者にとって魅力ある雇用の創出が重要だと考える。とりわけ賃金は魅力ある雇用に大きく寄与しており、産業としての賃金水準の維持は重要だと考える。

連合岐阜集計の令和6年度 春季生活闘争の結果、製造業の賃上げ率は 5.25% の水準となり昨年度を大幅に上回った。また一方で政府が掲げる「労働生産性の引上げ努力等を通じ、2030 年代半ばまでに最低賃金が 1,500 円となることを目指す目標」に向けて、今年度の中央最低賃金審議会での地域別最低賃金額改定の目安は 50 円 (5.0%) となった。地方最低賃金審議会での真摯な議論のもと、今後も中長期的に地域別最低賃金は引き上げられることが想像され、こと自動車関連産業が盛んな岐阜県においても、産業の維持・向上のためには中長期的に特定最低賃金を引き上げていく必要がある。

団体交渉権を持たない未組織労働者への賃金の波及を含めた、企業業績によらない公正な賃金水準の決定は本審議会の使命であり、自動車産業という高度な産業の魅力を確保するべく、適正水準への賃金改正を望むものである。

以上

令和6年7月31日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

資料№8

団体の名称	岐阜車体工業株式会社
	岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町 6-455
	電話番号 (058) 384-2164
代表者職氏名	代表取締役・社長 片山 純裕
会社事業所数	1 所 労働者 約 2,520 名

岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する意見は下記のとおりです。

記



1 最近の業況等について

自動車の販売は世界各国の市場に依存しており、各市場の景気動向は、自動車メーカーにとって特に重要です。2023 年度においては、各国間での差はあるものの、自動車に対する底堅い需要から景況感は持ち直しに向かいました。

現在の自動車業界は、カーボンニュートラルを見据えた技術革新が急速に進み、業界を取り巻く環境が大きく変化しています。そのため、当社にとっても予断を許さない状況であることは間違いありません。また、すべてのお客様の信頼へ応えるため足場固めへの投資を実施し、「10 年先の働き方を今つくる」ことを着実に進めている段階にあり、経営的に決して楽観視できるものではありません。

2 「岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金」の改正に関する意見について

消費志向は回復傾向にありつつも、原材料や部品等の資材価格の高騰、輸送費増加といった不安要素が増大しております。また、岐阜県は全国上位に入る有効求人倍率であり、人件費や採用コストも年々上昇傾向にあることから、短期的には厳しい経営環境が続くと想定されます。

とは言え、当社を含め日本の自動車産業は慢性的に労働力不足でありながら、少子高齢化、若年層の製造業離れの傾向に歯止めがかからず、将来の更なる労働力不足が事業運営上の大きな課題となっています。また、日本の賃金は今や海外と比較して高水準であるとは言えず、労働力不足の問題解消を海外人材に求めようにも、魅力が年々低下していることも否めません。

自動車製造は、“ものづくり”の中心的役割であり、日本経済の牽引役でもあります。それを支える県内企業の持続的な成長に必要な「人材確保」の観点から、県民の県外への流出防止を図ると同時に国外・他県及び他業種から見て魅力ある賃金水準を確保する必要性に迫れていることも事実です。さらに物価高への対応や県民の生活水準底上げのためにも、国策としての「人への投資」・「中小企業への側方支援充実」とセットで、前向きに取り組んで行くべき事案と考えます。

以上

令和6年 7月31日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

団体の名称	ケージーエム
代表者職氏名	執行委員長
所在地	岐阜県各務原市川崎町1番地
構成組合数	組合員数 250名

岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金の改定に関する意見は下記のとおりです。

記

1 本年の春季賃金引上状況について

(1)賃金増額

一人平均 16,410 円の増額

(2)一時金

一時金については、労使で合意した業績連動算式による箇月数の労組要求に対し、基準賃金の 4.24 ヶ月分(1,397,400 円)前年比 6.4%減/組合員 1 人平均との回答で妥結しました。

2 「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の金額改正に関する意見について

日本航空宇宙工業会によると日本の 2023 年度の航空機生産額 1 兆 6,868 億円となり、2022 年度の 1 兆 4,087 億円から 2,781 億円増加し、この 2 月に航空旅客需要がコロナ前の水準を回復(2019 年比+5.7%)今後年 3%強の成長軌道が見込まれるなど、事業環境は更に好転している。

弊社においても、抜本的な防衛力強化に向けた国内調達予算の増加により、大幅な需要増となる見通しであり、民需部門においても旺盛な需要を背景に売上の拡大傾向が続く見通しである。

弊社が携わる航空機産業は、先進技術と高度な素材部品を集約しシステムとして統合する高付加 価値の技術先導産業であり、高度な専門性や高い熟練度を必要とすることを鑑み、その最低賃金は県最賃や他業種の産業別最低賃金と比較しても、より高い水準であるべきです。

当産業においても、生産年齢人口が減少していく中で今後も優秀な人材を確保し企業・産業・地域の発展につなげていくためには、産業全体として魅力ある労働条件を構築していくことが大切であり、産業別最低賃金の優位性を確保することが必要です。

弊労組が所属する「基幹労連」の産業別最低賃金に対する長期的かつ基本的な考え方は、「絶対額を重視しつつ、当該産業における高卒初任給を踏まえた水準をめざす」であり、「企業内最低賃金」の水準は、中央本部加盟全体の単純平均で 1,179.6 円(前年比+101.8 円)となっています。

一方、航空機産業で働く 18 歳以上の労働者に適用される岐阜県の航空機・同附属品製造業の最低賃金は 1,031 円の水準であり、組織労働者の最低賃金との格差改善が求められています。

当産業で働く未組織労働者の賃金水準を底支えする産業別最低賃金についてもコンスタントに改善を行なうことで、同産業に携わる企業全体の魅力が一層高まり、「産業基盤の強化」と「人材の確保・育成」延いては地域経済の活性化にも繋がると確信します。

以上

令和6年8月1日

岐阜地方最低賃金審議会 御中



団体の名称	川崎岐阜協同組合
代表者職氏名	代表理事 井上良介
所在地	各務原市蘇原興亜町 1-17-1
会員事業所数	21 所、
労働者数	約 2,712 名

「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正に関する意見は以下の通りです

記

1 最近の業況等について

当組合員企業が主として関与する航空機製造分野の売上高は、新型コロナ禍の影響によりピーク時と比較して 50% を割込む未曾有の厳しい状態を経験したが、令和 4 年度後半から回復傾向が見られるようになり、令和 5 年度は約 70% まで回復した。そして、今年度には 80% くらいになると予測しているが、本格回復に至っていないのが現状である。

現に、主力である民間航空機の生産レートが回復するには、未だ時間を要するとの見解が一般的である。また、価格転嫁についても「満足」と言える状況にはない。特に防衛部門での価格見直しは殆んど進んでいないことから、我々下請け企業群が適正な利益を出せる状態には至っていない。

加えて、人材不足は深刻で、人材確保、人材育成、人材定着が極めて重要な課題である。雇用環境の変化に伴い、雇用条件の改善に無理矢理努力しているものの、私たち組合員企業にとっては、報道されているような「賃金引上げ」や「夏のボーナス」とは程遠く、どこが脚光を浴びた「特定業種」かと叫びたくなる。

2 「岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金」の改正に関する意見について

前年度の審議においては、業績が低迷し続けている中であって、使側の経営者が生の声で厳しい経営環境を訴えたにもかかわらず、労側との意見の隔たりが大きく、審議の中でも理解が得られなかった結果、+40 円と県内特賃として最高の賃上げを強いられ 1,031 円になった。

この額は、岐阜県の自動車分野を 26 円も上回る額であるとともに、愛知県の輸送機器部門（トヨタ・三菱重工関連を含む）が +31 円、1,028 円であることからして、大きな矛盾を感じざるを得ない。

川崎岐阜協同組合員 21 者からは、

- ・航空機部門だけが高額妥結になった理由が理解できない
- ・なぜ航空機部門が特別に指定されているのか
- ・なぜ業績好調な自動車部門以上に上げなければならないのか

- ・この状態なら特定最賃自体を廃止し、地賃を基準とすればよい
 - ・自社の航空機部門売上高は10%程度であるが、全員に適用されるのか
 - ・実質業績が回復してから上げるのが順序だ
 - ・賃上げは人材確保上重要だが、各社の基準内賃金が指標で最賃は関係ない
- など批判的な声が多く上がっている。

今年度はこうした経緯と状況を踏まえ、航空機特賃改定の必要性を「無し」と判断する。航空機を特定最賃としている県は岐阜県のみ、業容も時々環境に大きく左右される特徴を踏まえると、独立した特賃を止めて輸送用機器部門に統合してゆくのが妥当と判断している。また、大企業は労使で協定を結び岐阜県とは別の最賃を決めている。最賃が二重構造となっている実態があること、残された対象企業がごく限られた中小企業群であることから、今後、整理統合の方向で労側と協議させてもらいたい。

添付資料もご参照ください

以上

Introduction of Kawakyo member companies

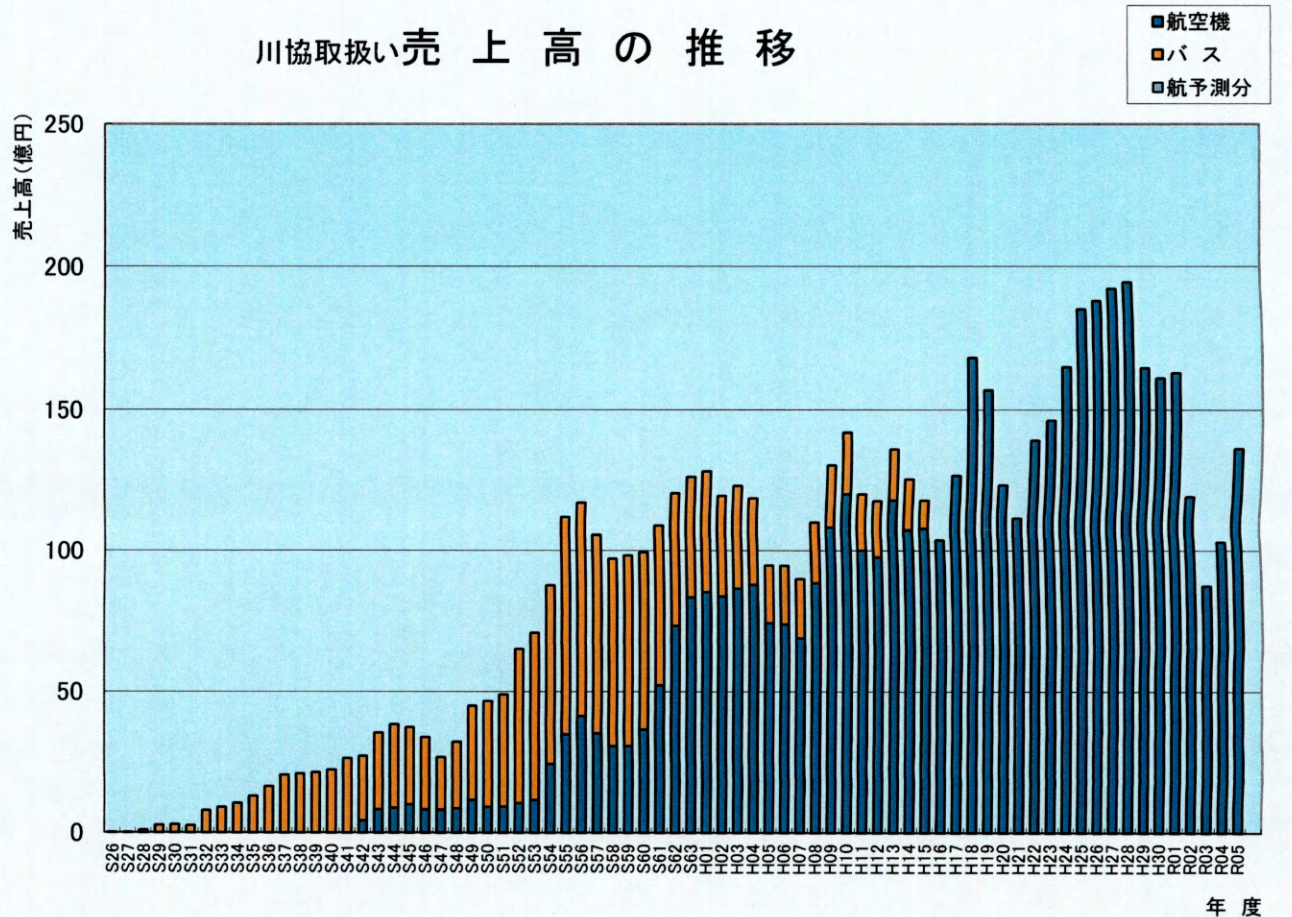
組合員企業の紹介

川崎岐阜協同組合

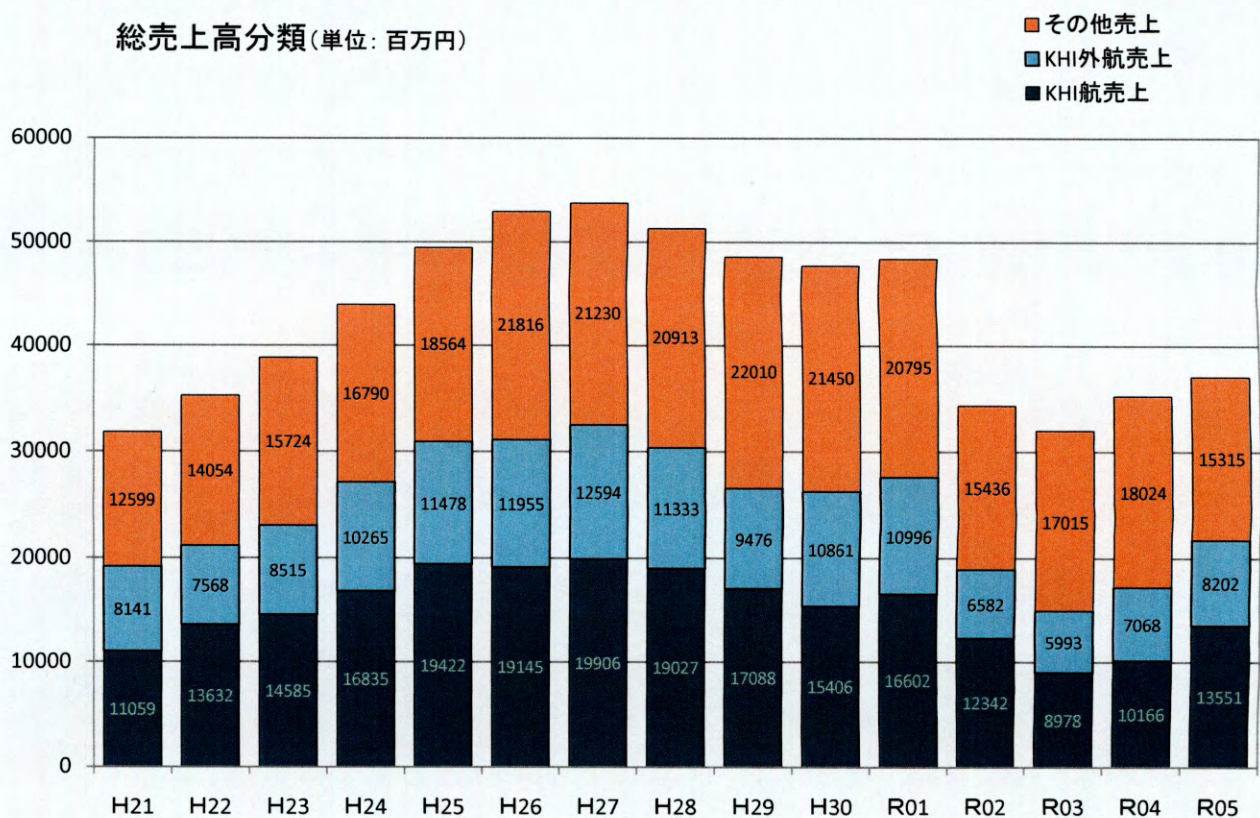
Kawasaki Gifu Co-operative Society

組 合 員 名 Company Name	従業員数 (人) Employees	Capability Map 作業区分 ◎ : 主 MAIN ○ : SUB						備考(Special) URL
		治工具 Tool	機械 Machine	板金 Sheet	複合材 Composite	組立 ASS'Y	特殊 Special	
榎本ビーエー(株) ENOMOTO BeA CO., LTD.	270	◎	◎			○		http://www.enomotoweb.com
(株) 加藤製作所 KATO MANUFACTURING CO., LTD.	90	○	◎					http://www.katoseisakusho.co.jp
日本プレス工業(株) NIPPON PRESS INDUSTRISE CO., LTD.	77		○			◎		
(株) 水野鉄工所 MIZUNO METAL WORKS CO., LTD.	175	◎	◎			○		http://www.miztec.jp
弥栄工業(株) YASAKA INDUSTRY CO., LTD.	22			◎				
岩戸工業(株) IWADO INDUSTRY CO., LTD.	192			○	○	◎		http://www.iwado.co.jp
早川工業(株) HAYAKAWA INDUSTRIES CO., LTD.	86	○	◎	◎		○		http://www.hayakawa.biz-web.jp
(株) 穂高エンジニアリング HODAKA ENGINEERING CO., LTD.	23	◎	○					
鳥羽工産(株) TOBA KOHSAN CO., LTD.	307	◎	◎	◎			○	Heat Treatment http://www.tobakoken.co.jp
徳田工業(株) TOKUDA INDUSTRIES CO., LTD.	108	◎	◎		○	◎		Model, Mock-up, Digital-ENG. http://www.tokuda.co.jp/
APCエアロスペシャルティ(株) APC-AEROSPECIALTY INC.	252	◎	◎	○		◎	◎	ECM http://www.apc-aero.co.jp/
各務原航空機器(株) KAKAMIGAHARA AERO EQUIPMENT CO., LTD.	143	○				◎	◎	Wire Harness http://www.kae-gifu.co.jp/
イワキ工業(株) IWAI INDUSTRIES CO., LTD.	89	○	○			◎		http://www.iwai-ind.co.jp
(株) 和興 WAKO MANUFACTURING CO., LTD.	60	◎	○	◎		○		http://www.wako-gifu.co.jp/
(株) ヤシマ YASHIMA CO., LTD.	109	◎		◎	◎	○		http://www.yashima-mfg.co.jp
テクノブレン(株) TECHNOBRAIN CO., LTD.	15	◎					◎	Designing http://www.techno-b.com
誠和工業(株) SEIWA INDUSTRY CO., LTD.	107	○	○	○			○	Tubu Forming http://www/seiwa-i.com
(株) ナベヤ製作所 NABEYA MANUFACTURING CO., LTD.	95	◎	◎				◎	Measurement http://www.nabeya-mfg.com
恵那機器(株) ENA KIKI CO., LTD.	77	○	◎					http://www.enakiki.co.jp/
(株) IAC IAC CO., LTD.	195	◎	◎		○	○		https://www.iac-corp.co.jp
ウイングフィールド(株) WING FIELD CO., LTD.	220	○	○	◎	◎	◎	◎	Seat, Heat Treat., Surface Treat. http://www.wingf.co.jp

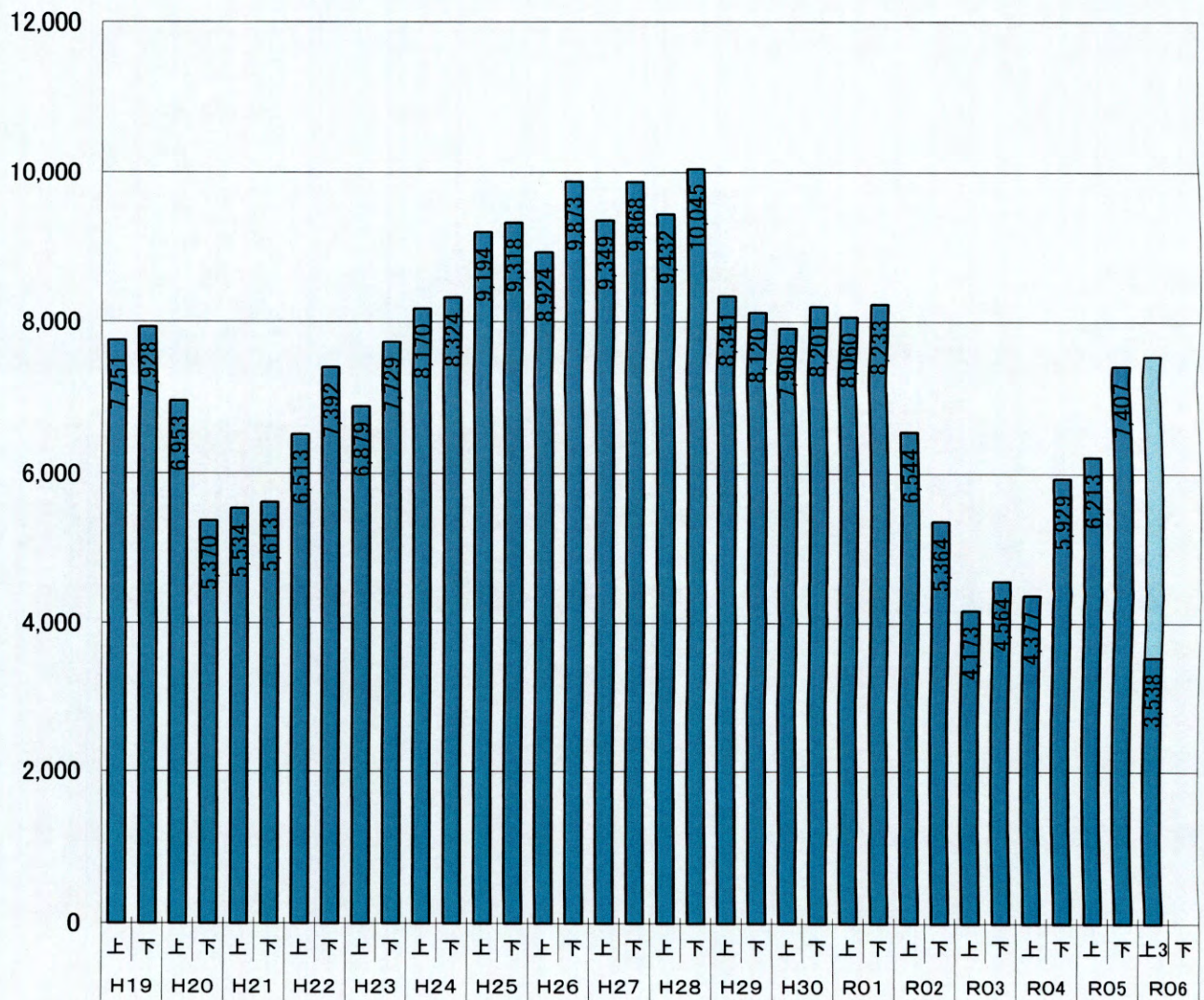
川協取扱い売上高の推移



総売上高分類(単位: 百万円)



半期単位 売上高の推移 (川協取扱KHI航空機関係、単位:百万円/税込)



令和6年 対前年増減率

月別	R.06 (千円)	R.05 (千円)	増減率
4月	1,170,723	1,082,654	8.1%
5月	1,207,132	973,844	24.0%
6月	1,159,802	1,136,116	2.1%
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
合計	3,537,657	3,192,614	10.8%

増減率の分布 (組員企業21社)

増減率区分	企業数
50%以上の伸び	3
40～50%	1
30～40%	2
20～30%	2
10～20%	2
0～10%	3
▲0～▲10%	7
▲10～▲20%	0
▲20～▲30%	0
▲30～▲40%	0
▲40～▲50%	1
▲50%超のダウン	
合計	21

令和6年8月8日

岐阜地方最低賃金審議会 御中

ケージーエム労働組合
執行委員長 赤尾 智行

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に対する意見陳述

記

令和6年度航空機同付属品製造業特定最低賃金改正の必要性の有無について意見陳述します。

日本航空宇宙工業会によると日本の2023年度の航空機生産額1兆6,868億円となり、2022年度の1兆4,087億円から2,781億円増加し、この2月に航空旅客需要がコロナ前の水準を回復(2019年比+5.7%)今後年3%強の成長軌道が見込まれるなど、事業環境は更に好転しています。

弊社においても、抜本的な防衛力強化に向けた国内調達予算の増加により、大幅な需要増となる見通しであり、民需部門においても旺盛な需要を背景に売上の拡大傾向が続く見通しである。

一方で、人財不足は深刻な問題となっており、弊社では今年度新入社員において、県内での採用がままならず、近隣まで募集範囲を拡大しており、人財不足問題は待ったなしの状況である。

足もと、資源・エネルギー価格の高騰などで厳しい企業もあるが、今後、生産年齢人口が減少していくなかで、私たち航空機産業の発展のためには、優秀な人財の確保が必須である。そのためにも、産業としての魅力を高めていかなければならず、産別最賃は必要不可欠である。そのための、価格転嫁などの取引適正化に向けた取り組みは、政府、事業者団体、企業の中で積極的に推進され、価格転嫁と最低賃金の引上げは同意並行して取り組むべきであると考えます。

産別最賃の引上げがなされなければ、産業としての魅力が薄れ、人財確保に支障をきたすことになる。結果として、人員構成のゆがみが生じ、技能・技術の伝承に支障をきたすことになる。「ものづくり産業」においては、技術・技能を確実に伝承していくが重要であり、適切な産別最賃が必要である。

航空機産業は、先進技術と高度な素材部品を集約しシステムとして統合する高付加価値の技術先導産業であり、高度な専門性や高い熟練度を必要とします。加えて、産別最賃は、未組織労働者を含む航空機産業に働く労働者の賃金を底支えする役割を果たすだけでなく、事業の公正競争を確保し、中長期的に雇用安定と産業の発展に大きく寄与するものである。

文部科学省「2024年3月高等学校卒業者の就職状況」をみると、高校卒業者の県外就職率は、4.7%~41.8%と地域差が大きく、県外就職率が相対的に高い県は、東北や九州・沖縄に加え、東京都・愛知県・大阪府と近接する県となっており、岐阜県は25%で全国的にも高い水準となっています。岐阜県においては、岐阜県経済・雇用再生戦略(令和5年度から令和9年度)において、「成長産業の活力強化に向けた支援」として、競争力強化・維持、販路拡大等に向けた支援を掲げており、岐阜県経済において将来にわたり成長が見込まれる航空宇宙産業と位置づけています。

以上のことから、改めて航空機産業の現状と今後について労使で議論、共有する場を設け、航空機産業の持続的な発展につなげるためにも、懸命な判断をいただくことを要望します。

以上



岐阜地方最低賃金審議会 特定最低賃金専門部会運営規程（案）

- 第1条 この規程は、岐阜地方最低賃金審議会特定最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。
- 第2条 専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、岐阜労働局長（以下「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。
- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合は、付議事項及び希望期日を遅くとも当該期日の5日前までに、部会長に通知しなければならない。
- 3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、遅くとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。
- 4 部会長は、専門部会の円滑な運営を図るため、必要に応じて公益会議、公労会議又は公使会議を開催することができる。
- 第3条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第4条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 専門部会は、部会長が必要であると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置を取ることができる。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
- 第7条 部会長は、専門部会において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときは、その都度、岐阜地方最低賃金審議会会長に報告するものとする。
- 第8条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。
- 附 則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。